

自衛消防活動中核要員の算出基準等の改正概要

自衛消防活動中核要員は火災予防条例第55条の5に規定され、火災・地震などの災害が発生したときに自衛消防活動の中心となって行う隊員として、一定規模以上の防火対象物に配置されています。平成31年3月に火災予防条例施行規則第11条の5が改正され、必要人員の算定基準等が変更されました。

1 人数の算出に関すること（火災予防条例施行規則 第11条の5第1項）

(1) 算出基準の改正により、必要人員の最少人数と加算方法が変更されました。

	改正前	★改正後
算定方法	<p>◆ 6人に加え、用途ごとの基準（面積又は収容人員）により算定された人数</p>	<p>◆ 最少人数は5人 ◆ 一定の面積(10,000㎡)ごとに加算 ※ 改正後の算定人数が改正前よりも増加する場合は、改正前の算定人数</p>
編成例	<p>最少7人</p>	<p>最少5人</p>

【算定例】

建物の概要	改正後	改正前
ホテル 延面積 8,000㎡	5人 (10,000㎡未満)	6 + 3 = 9人 (6人 + 8,000 / 3,000)
病院 延面積 15,000㎡ 収容人員 1,000人	5 + 1 = 6人 (5人 + (15,000 - 10,000) / 10,000)	6 + 2 = 8人 (6人 + 1,000 / 500)
事務所 延面積 100,000㎡	5 + 7 = 12人 (5人 + (100,000 - 30,000) / 10,000)	6 + 10 = 16人 (6人 + 100,000 / 10,000)
特定用途の複合 延面積 200,000㎡	5 + 19 = 24人 (5人 + (200,000 - 10,000) / 10,000)	6 + 40 = 46人 (6人 + 200,000 / 5,000)

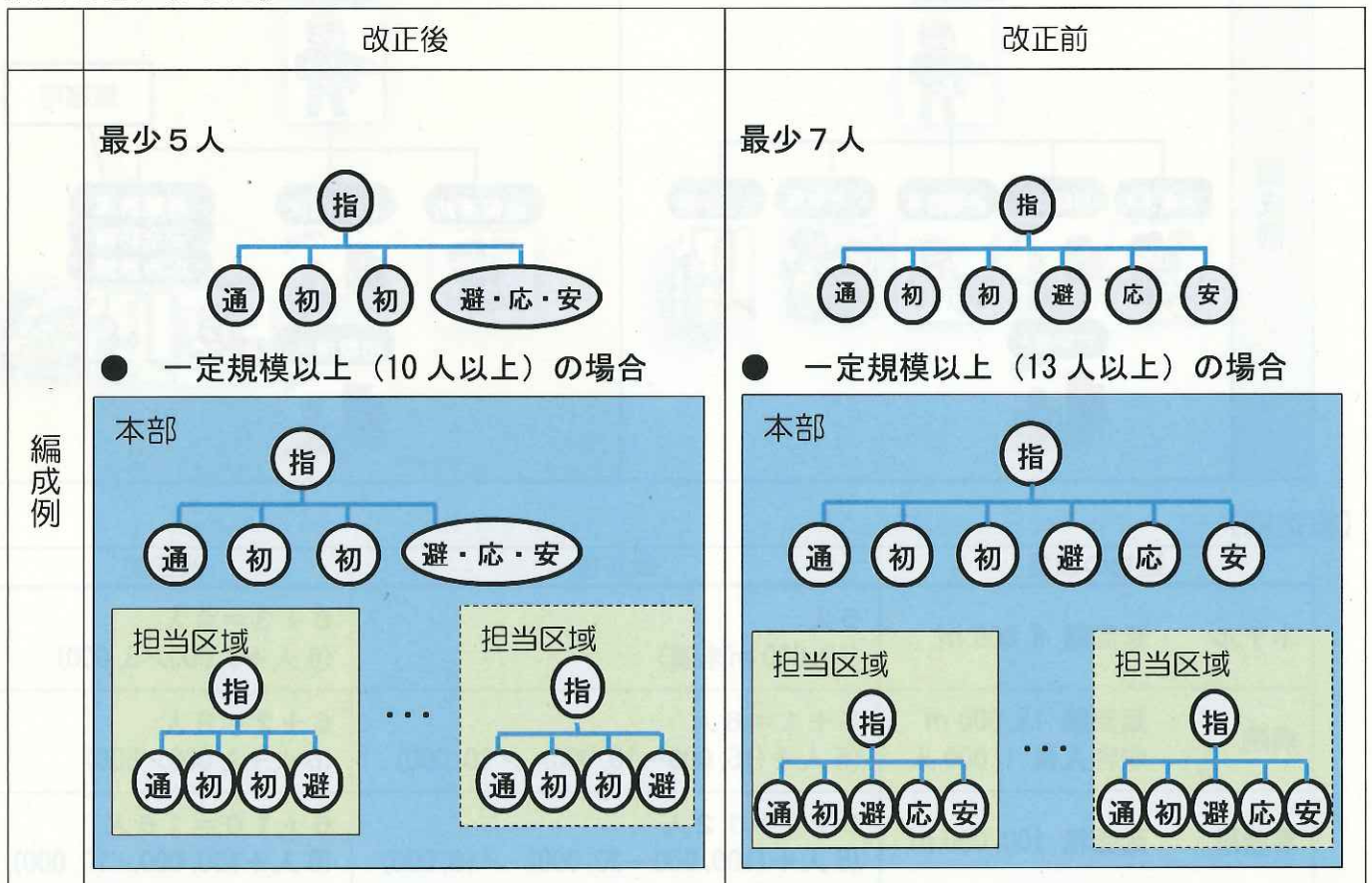
(2) 火災予防条例施行規則第11条の5第1項ただし書きに消防総監が、その使用実態等から自衛消防活動上支障ないと認められる防火対象物について、(1)以外の算出基準（特例）を定めることができると規定されました。

- 消防総監が、その使用実態等から自衛消防活動上支障ないと認められる防火対象物（火災予防施行規程第9条の4の2）

号数	消防総監が定める（特例が適用できる）防火対象物
①	特定用途部分のみでは、中核要員に該当しない令別表第1、(16)項イの防火対象物
②	自動消火設備及び防災センターが設置されている防火対象物
③	複数の防火対象物が一とみなされている防火対象物
④	令別表第1、(1)項に掲げる用途部分で催し物が開催されない期間がある防火対象物
⑤	防火区画された常時無人で物品が撤去された部分がある防火対象物

2 配置（本部及び担当区域）に関すること（火災予防条例施行規則 第11条の5第2項）

中核要員の必要人数の改正に伴い、本部及び担当区域の各々に配置する中核要員の人数が5名以上とされました。



編成例

【凡例】指：指揮、通：通報連絡、初：初期消火、避：避難誘導、応：応急救護、安：安全防護